川崎医療福祉大学人権擁護及びハラスメント防止等に関する規程

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、建学の理念に基づき川崎医療福祉大（以下「本学」という。）のすべての学生・教職員（以下「構成員」という。）が、ハラスメントによる人権侵害その他の不利益を被ることなく教育・研究、修学・就労できる環境を維持するとともに、本学が人権擁護と安心・安全な教育を提供できる機関となるよう構成員の人権意識を高めるために、必要な事項を定めるものである。

（定　義）

第２条　この規程における「ハラスメント」とは、次に掲げるものを含め、行為者の意図にかかわらず、相手方に不利益や損害を与え、若しくは個人の尊厳又は人格を侵害する行為をいう。

⑴ セクシュアル・ハラスメント

本学構成員が、教育・研究、修学・就労の環境において、他の構成員に対して不適切で不当な性的言動を行うことにより、その者に教育・研究、修学・就労における不利益又は不快感を与え、精神的・身体的損害を与える人格権侵害をいう。

⑵ アカデミック・ハラスメント

本学構成員が、教育・研究、修学における権力を濫用し、他の構成員に対して不適切で不当な言動を行うことにより、その者に教育・研究、修学における不利益を与え、あるいはその教育・研究、修学に差し支えるような精神的・身体的損害を与える人格権侵害をいう。意図の有無にかかわらず、地位の上下関係から生じる権力を濫用し、継続的に人格や尊厳を侵害する行動を行ったり、不当に低い評価を与えたりするものである。

⑶ パワー・ハラスメント

本学構成員が、就労における優越的な地位を利用してその権力を濫用し、他の構成員に対して不適切で不当な言動を行うことにより、その者に就労における不利益を与え、あるいはその就労に差し支えるような精神的・身体的損害を与える人格権侵害をいう。意図の有無にかかわらず、地位の上下関係から生じる権力を濫用し、継続的に人格や尊厳を侵害する言動を行ったり、不当に低い評価を与えたり、昇進を妨げたりするものである。

⑷ 妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント

本学構成員が、教育・研究、修学・就労の環境において、他の構成員に対して妊娠・出産・育児・介護を理由に精神的・肉体的な嫌がらせや不当な取り扱い又は言動を行うことにより、その者に教育・研究、修学・就労における不利益を与え、あるいはその教育・研究、修学・就労に差し支えるような精神的・身体的損害を与える人格権侵害をいう。

（構成員の責務）

第３条　構成員は、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

（学長及び部署の長の責務）

第４条　学長は本学のハラスメントの防止等を統括する。

２　部署の長はハラスメントの防止及び排除に努めるとともにハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

第２章　　ハラスメント防止委員会

（設　置）

第５条　本学にハラスメントの防止のために、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

（防止委員会の任務）

第６条　防止委員会は次に掲げる事項を行う。

(1) 人権教育の推進及びハラスメント防止のための指針の策定及び啓発、研修に関すること。

(2) ハラスメントに関する相談の受入

(3) ハラスメントの相談体制に関すること。

(4) その他ハラスメントの防止、排除及び対策に関し必要な事項

(5) ハラスメント防止委員は、当事者及び関係者のプライバシーの保護のため、委員会において職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に遺漏し、また私事において利用してはならない。

（構　成）

第７条　防止委員会は、委員長、学生部長、教職課程委員長、各学科から選出された委員、ハラスメント相談員並びに学長が指名する委員をもって構成する。

２　男女の構成比に偏りが生じないようにする。

３　防止委員会に副委員長をおくことができる。

（任　期）

第８条　委員の任期は２年とし、再任は妨げない。

２　欠員が生じた場合は補欠委員を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

（委員長とその任務）

第９条　委員長は副学長（総務担当）とする。

２　委員長は会務を統括する。

３　委員長に事故があるときは副委員長又は委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

４　委員長はハラスメントに起因する問題が生じたときには、ハラスメント相談員とともに迅速かつ適正に対処し、必要に応じてハラスメント解決のための部署の長への申し入れを行う。

５　委員長は必要に応じて調査委員会の設置を学長に進言する。

（庶　務）

第10条　防止委員会の庶務は、事務部庶務課において担当する。

第３章　　ハラスメント相談員

（設　置）

第11条　ハラスメントの相談を受け付けるため、本学にハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

（相談員）

第12条　学長は、若干名の教職員及び適任者（学外相談員を含む）を相談員に任命し、これを公表する。

２　相談員には、弁護士等の法律の専門家を指名することができる。

３　相談員の任期は２年とし、再任を妨げない。

４　欠員が生じた場合の補欠の相談員の任期は前任者の残任期間とする。

５　学生部長及び事務部長はハラスメント防止委員長から要請があったときには、相談員と連携して対

応ができるものとする。
6　相談員が、被申立者又は調査の関連対象者となった等、相談員としての任務遂行上不適当な事態が発生したと学長が認めるときは、学長はその相談員の指名を解くことができる。
7　学長は、前項に基づき相談員の指名を解いた場合、必要に応じその者の代わりとして新たに相談員を指名することができる。

（相談員の任務）

第13条　相談員は次の事項を行う。

(1) 相談員は、ハラスメントに関する相談に応じる。
(2) 相談員は、相談者に問題解決に必要な知識、情報を提供するなど問題解決のための支援を行う。
(3) 相談員は、相談者の同意を得て、状況を文書で速やかに防止委員会委員長に報告する。
(4) 相談員は、当事者及び関係者のプライバシーの保護のため、相談等において職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に遺漏し、また私事において利用してはならない。

（相談員の氏名等の公表）

第14条　相談員の氏名及び連絡先等は適正な方法をもって公表するものとする。

（相談員の研修の義務）

第15条　相談員は、その任務を適正に果たすために、ハラスメント防止委員会が主催するハラスメントに関する研修を受けるほか、研修を自ら行う等、その職務遂行能力を向上させるよう努める。

第４章　　調査委員会

（設　置）

第16条　学長は、防止委員会委員長からの進言により調査委員会を招集することができる。

（構　成）

第17条　調査委員会は、副学長、学部長または研究科長、及び必要に応じて弁護士を含む若干名で構成する。

（調査委員会の任務）

第18条　調査委員会は、当事者及び関係者から事情聴取（事実関係の公正な調査）を行い、状況（結果）を文書で学長に報告する。
2　調査委員は、当事者及び関係者のプライバシーの保護のため、委員会において職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に遺漏し、また私事において利用してはならない。

第５章　　対　　処

（処　分）

第19条　学生に対する処分については、必要に応じて賞罰委員会に諮り、学長が決定する。
2　教員に対する処分については、必要に応じて大学運営委員会に諮り、学長が川崎学園懲戒委員会に上申する。
3　事務職員他に対する処分については、学長が川崎学園懲戒委員会に上申する。

（不利益取り扱いの禁止）

第20条　構成員を管理監督する立場にある者等は、ハラスメントに関する相談や申し立てをした者、又は調査に協力した者に対して、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

附　則

1　この規程は、平成19年４月１日から施行する。

2　川崎医療福祉大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程（平成11年８月31日施行）及び川崎医療福祉大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程（平成14年４月１日施行）は廃止する。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、平成29年４月１日から施行する。

2　川崎医療福祉大学人権委員会規程（平成９年４月１日施行）は廃止する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。